

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が5月25日をもって解除されました。しかしながら、いまだ感染者が確認されている状況です。引き続き、コロナ感染症拡大防止のため、6月30日まで次のとおり対応する。

1 対応期間 令和2年6月1日から令和2年6月30日まで

### 2 基本方針

令和2年3月に策定した「新型コロナウイルス感染のまん延防止に係る取り組み方針」を継続し、引き続き外出自粛のほか、3密（密閉、密集、密接）の回避を図るため次の方針で対応する。

### 3 会員・職員へ要請

ア 就業する場合は、検温、マスクの着用、就業前後の手洗い、うがい、消毒など自己管理を徹底する。

イ 発熱、倦怠感などの体調不良が生じた場合は、事務局、発注先（派遣先）へ連絡し、休業する。

ウ 私生活においても、不要不急の外出は、できるだけ控えることとする。

エ 風邪の症状や発熱続く場合や強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は「新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター（☎0467-55-5395）」及び事務局に連絡する。

### 4 職員への対応

(1) 職員（事務局に勤務する常勤職員）の勤務については、1週間で1日可能な限り在宅勤務（みなし出勤）とする。運用については別途定める。

(2) 勤務に当たっては部屋の換気を十分確保する。

(3) 生涯現役応援窓口は、6月12日まで閉鎖する。

(4) 指定管理施設（市営駐輪場等）については、引き続き市と協議し、供用時間の短縮、人員体制を調整する。

### 5 請負・委任業務（植木、除草、家事援助及び放置自転車監視業務等、シルバー人材センターが委託等を受けている業務）への対応について

(1) 市、企業等からの受注業務について

ア 就業については、2の基本方針を踏まえ、就業の状況等について発注先に確認する。

イ 上記アの状況を踏まえ、会員と調整する。

ウ 会員の安全確保のため引き続き就業にあたっての感染症の予防対策の環境整備をお願いする。

(2) 個人・家庭からの受注業務

ア 就業の可否等について発注者の意向を確認する。

イ 発注者の意向を踏まえ、会員と調整する。

ウ 生きがい会館での作業について、3密を回避するため引き続き必要最小限の人数で作業するよう努める。

エ 上記ウについて納期等に変更が生ずる場合は発注者をお願いする。

(3) 会員への要請

(1) または(2)の対応について、就業における自身の安全確保のため就業を自粛する場合は、事務局へ連絡する。事務局は発注先と協議し、その結果を会員へ回答する。

6 派遣業務（企業等へ派遣している業務）への対応について

(1) 派遣先への対応について

ア 派遣先への就業等について確認する。

イ 派遣先の意向を踏まえ、派遣会員と調整する。

ウ 派遣会員の安全確保のため、感染症予防対策などの環境整備について確認する。

(2) 会員への要請

(1)の対応について、自身の安全確保のため勤務を自粛する場合は、事務局へ連絡する。事務局は会員の意向を踏まえ派遣先と協議し、その対応について会員へ回答する。

7 シルバー人材センターの委託業務（生きがい会館清掃等）について

当センターは会員に委託している業務については、引き続き3密を回避するよう努める。

8 受注先または派遣先への要請についての考え方

職員・会員の新型コロナウイルス感染症の防止を第一と考え、就業環境を整備するため、職員・会員の協力を得る。

なお、感染収束後もシルバー人材センター会員の就業先確保の継続が図れるよう受注先等との確認にあたることとする。

令和2年6月1日

公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター

理事長 田中 敏博